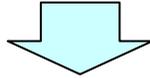


ダム操作規則・細則の見直し

ダムの操作でお困りの点はありませんか？

●業務の背景

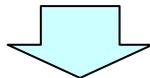


我が国には、完成後長い年月を経過したダムが数多く見られるようになりました。これらのダムでは、竣工当時に比べ下流河道の状況が大きく変化していたり、竣工当時に僅かな水文資料を基に操作規則・細則を策定しているため、洪水警戒体制移行基準等の各種基準が実際の洪水時の状況とマッチ

していないケースがあります。

このようなダムについて、当社では、既存のダム管理データを基に、操作規則・細則の見直し検討を行い、より適切かつ安全なダム管理の実現に向けてお手伝いをしております。

見直しが必要な状況の一例です。



洪水量

- 下流河道で改修が進み、計画当時に比べて大幅に流下能力が向上している場合。
- 下流の潜水橋の運行に支障が生じる等の理由で洪水量を設定したが、その後橋の設置等により、当初の洪水量設定理由が意味を持たなくなった場合。

警報区間

- 下流狭窄部の改修が進み、急激な水位上昇が生じなくなった場合。

放流の原則

- 下流狭窄部の改修が進み、急激な水位上昇が生じなくなった場合。

洪水警戒体制移行基準

- 降雨あるいは台風の位置に関する基準が実際の洪水の状況と整合しておらず、実質的に移行基準として使用していない場合。

ただし書き操作

- ただし書き操作開始水位を洪水調節容量の8割相当水位に設定しているダムで、計画時に洪水調節容量の余裕を2割未満しか見込んでいない場合。(治水計画に定める洪水調節機能を発揮する前にただし書き操作に移行するダム)

暫定操作

- 改修の遅れにより下流河道の流下能力が低く、現行の操作規則に基づき放流を実施すると、小規模洪水でも氾濫する危険性がある場合。
- 洪水調節容量が小さく、頻繁にただし書き操作に移行し、下流で被害が生じている場合。

業務実績

業務対象	発注事務所
留萌ダム	北海道開発局留萌開発建設部留萌ダム建設事務所
忠別ダム	北海道開発局旭川開発建設部忠別ダム建設事務所
旭川ダム	秋田県旭川ダム管理事務所
萩形ダム	秋田県萩形・森吉ダム管理事務所
神室ダム	山形県最上総合支庁建設部
前川ダム	山形県村山総合支庁建設部
白水川ダム	山形県村山総合支庁建設部
十六橋水門	福島県喜多方建設事務所
裏磐梯三湖	東京電力株式会社
九谷・我谷ダム	石川県九谷ダム建設事務所
久婦須川ダム	富山県久婦須川ダム建設事務所
永平寺川ダム	福井県福井土木事務所
丸山ダム	国土交通省中部地方整備局新丸山ダム工事事務所
蓮ダム	建設省中部地方建設局蓮ダム管理所
東郷ダム	鳥取県倉吉土木事務所
朝鍋ダム	鳥取県西部総合事務所県土整備局
宮川内ダム	徳島県川島土木事務所
栗井ダム	香川県観音寺土木事務所
白川ダム	佐賀県西松浦郡有田町
上津浦ダム	熊本県天草地域ダム建設事務所
松尾ダム	宮崎県高鍋土木事務所
川辺ダム	鹿児島県加世田土木事務所
金城ダム	沖縄県沖縄県ダム事務所